

第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画 の策定方針・骨子案について

1 策定方針

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（平成29（2017）年度策定）の計画期間が今年度で終了することから、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画を策定する。

本計画の策定に当たっては、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）（以下、国の指針という）を基本とし、晴れの国おかやま生き活きプランをはじめ関係する計画を踏まえながら、市町村と連携して策定を行う。

また、各種障害者団体との意見を聴取し、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会、県議会に諮りながら進める。

○障害のある人に関する計画

計画名	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
岡山県障害者計画 (障害者基本法)				→						→				→						→
	岡山県障害者長 期計画(H11-H22)	第2期岡山県障 害者計画	第3期岡山県障 害者計画	第4期岡山県障 害者計画																
岡山県障害福祉計画 (障害者総合支援法)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期														
岡山県障害児福祉計画 (児童福祉法)														→		第1期	第2期			

区分	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条第1項 児童福祉法第33条の22
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内容	障害のある人のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制に関する計画

2 見直しのポイント（骨子案）

（1）計画の性格・位置づけ

- ・国が定める基本指針に基づいて定めることが義務づけられている障害者総合支援法上の「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法上の「都道府県障害児福祉計画」
- ・障害者基本法第11条第2項に基づいて策定する「岡山県障害者計画」の生活支援分野に関する実施計画

（2）計画期間

3年間（令和3～5年度）※現行計画は平成30～令和2年度

（3）計画の基本構成

第1章 計画策定の考え方

第2章 障害のある人の状況

第3章 第5期岡山県障害福祉計画等の実績

第4章 目標の設定

第5章 重点的な取組

　　第1節 地域生活移行の促進

　　第2節 就労移行の促進及び所得の向上

　　第3節 必要な障害福祉サービス等の見込量の確保

　　第4節 障害のある子どもの支援

　　第5節 人材の養成・確保と資質の向上等

第6章 岡山県地域生活支援事業等の実施

第7章 計画目標等における実績把握

（4）計画の概要

①基本理念

共生社会の実現

②重点的な5つの取組

第5章第1節から第5節に記載

※平成30年3月に策定した現計画以降の動向を計画に盛り込むこととする。

※成果目標等は国の基本指針と同じ考え方で設定するとともに、基本指針に示された新たな事項を盛り込む。

（5）計画の進捗の確認

計画における成果目標、活動指標は、その実績を把握し、評価し、必要があれば計画の見直しをすることとする。また、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会に報告することとする。

【第5章 重点的な取組部分の主な構成】

第1節 地域生活移行の促進

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害のある人の地域生活への移行
- 3 地域生活支援の拠点等の充実
- 4 発達障害のある人への支援の充実
- 5 その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組
 - ・災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進
 - ・障害のある人の文化芸術活動の推進
 - ・障害者スポーツの振興

第2節 就労移行の促進及び所得の向上

- 1 障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備
- 2 障害のある人の就労を支援する各種施策の推進
- 3 障害のある人の所得の向上
- 4 特別支援学校における進路指導等の充実
- 5 その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組
 - ・知的障害のある人を対象とした事務補助員採用など

第3節 必要な障害福祉サービス等の見込量の確保

- 1 障害福祉サービス等の見込量
- 2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数等
- 3 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量

第4節 障害のある子どもの支援

- 1 障害児支援体制の整備
- 2 障害児支援の提供体制の確保・基盤整備の方針
- 3 特定障害児入所施設の必要入所定員総数等

第5節 人材の養成・確保と資質の向上等

- ・サービスの質の向上
- ・障害のある人に対する虐待の防止
- ・障害のある人に対する差別の解消

3 成果目標（計画期間が満了する令和5年度末までの目標）

国基本指針の数値目標（R5年度）	県の基本的な考え方（案）
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：R1年度末入所者数の<u>6%</u>以上 ・施設入所者数：R1年度末の<u>1.6%</u>以上削減 	国の基本指針と同じ
成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：<u>316日</u>以上【新】 ・精神病床の1年以上長期入院患者数：国の推計式を用いて設定 ・精神病床における早期退院率（入院後3か月時点：<u>69%</u>以上、入院後6か月時点：<u>86%</u>以上、入院後1年時点：<u>92%</u>以上） 	国の基本指針と同じ ※県のみが目標値を設定
成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討 	国の基本指針と同じ
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：R1年度の<u>1.27倍</u>以上 うち移行支援事業：<u>1.3倍</u>以上、就労A型：<u>1.26倍</u>以上、就労B型：<u>1.23倍</u>以上【新】 ・就労定着支援事業の利用者数：一般就労移行者のうち<u>7割</u>以上【新】 ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：<u>7割</u>以上【新】 	国の基本指針と同じ
成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村（困難な場合は各圏域）に1か所以上設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・県は難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保【新】 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村（困難な場合は各圏域）に少なくとも1か所以上確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置（市町村単独が困難であれば県が関与して圏域設置とするのも可）【一部新】 	国の基本指針と同じ ※難聴児支援のための体制確保は県のみ設定
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等【新】	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施と相談支援体制の強化に向けた体制確保 	国の基本指針と同じ
成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】	
<ul style="list-style-type: none"> ・県や各市町村においてサービスの質の向上を図るための体制構築 	国の基本指針と同じ

4 活動指標（計画期間が満了する令和5年度末までの目標）

※特に注意がなければ県及び市町村が設定する

国基本指針の指標	県の基本的な考え方（案）
1 福祉施設から一般就労への移行等	
①就労移行支援事業、就労継続支援（A型・B型）事業利用者のうち、一般就労への移行者数の見込	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②障害者に対する職業訓練の受講者数	※②～⑤：県が設定
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	
2 訪問系サービスの利用者数・見込量	
①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
3 生活介護等の利用者数・見込量	
①生活介護	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②自立訓練（機能訓練）	
③自立訓練（生活訓練）	
④就労移行支援	
⑤就労継続支援A型	
⑥就労継続支援B型	
⑦就労定着支援	
⑧療養介護	
⑨短期入所（福祉型、医療型）	
4 自立生活援助等利用者数等	
①自立生活援助	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②共同生活援助、	
③施設入所支援	
④地域生活支援拠点等【新】	
（設置箇所数、機能充実に向けた検証・検討の実施回数）	
5 相談支援	
①計画相談支援	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②地域移行支援	
③地域定着支援	
6 障害児支援サービス等の利用者数・見込量等	
①児童発達支援	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定 ※⑥：県（及び岡山市）が設定
②医療型児童発達支援	
③放課後等デイサービス	
④保育所等訪問支援	
⑤居宅訪問型児童発達支援	
⑥福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	
⑦障害児相談支援	
⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	

※特に注意がなければ県及び市町村が設定する 国基本指針の指標		県の基本的な考え方（案）
7 発達障害者等に対する支援		
①発達障害者支援地域協議会の開催回数		基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②発達障害者支援センターによる相談支援件数		※①～④：県(及び岡山市) が設定
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数		
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数		
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新】		
⑥ペアレントメンターの人数【新】		
⑦ピアサポートの活動への参加人数【新】		
8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
①保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場の開催回数【新】		基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場への関係者ごとの参加者数【新】		※①～③：市町村が設定 ※⑧：県が設定
③保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場における目標設定及び評価の実施回数【新】		
④精神障害者の地域移行支援の利用者数【新】		
⑤精神障害者の地域定着支援の利用者数【新】		
⑥精神障害者の共同生活援助の利用者数【新】		
⑦精神障害者の自立生活援助の利用者数【新】		
⑧精神病床からの退院患者の退院後の行き先別の人数【新】		
9 相談支援体制の充実・強化のための取組		
①総合的・専門的な相談支援の実施有無【新】		※①②：市町村が設定
②地域の相談支援体制の強化【新】 (事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数、事業者的人材育成支援件数、相談機関との連携強化取組実施回数)		
10 障害福祉サービス等の質の向上		
①障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数【新】		基本指針を踏まえ、回数等の見込を設定
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新】 (共有体制有無、共有回数)		
③指導監査結果の関係市町村との共有【新】(共有体制有無、共有回数)		※①②：市町村が設定

参 考

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国的基本指針の見直し

(平成 18 年厚労省告示第 395 号に係る令和 2 年厚労省告示 213 号改正)

- 障害福祉計画・障害児福祉計画を策定は、厚生労働省の定める基本指針に即して、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する必要がある。

<法律>

障害者総合支援法

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 略
- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 5～9 略

児童福祉法

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 3 略
- 4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 5～8 略

- 国の基本指針の見直しの主なポイント

次のページのとおり

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

国資料

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

- 施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数:R元年度末施設入所者の6%以上
- 施設入所者数:R元年度末の1.6%以上削減

- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- 精神病床の1年以上入院患者数:10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- 退院率:3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保を検証、検討

- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
- うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍 就労B型:1.23倍(新)
- 就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- 就労定着率8割以上での就労定着支援事業所:7割以上(新)

- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

- (6) 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保を検証、検討
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】
- 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るために体制構築

○ 成果目標の新旧対照表（県作成）

(新)	(旧)
①施設入所者の地域生活への移行	①施設入所者の地域生活への移行
<p>【地域生活移行者の増加】 令和元年度末時点の施設入所者の<u>6%</u>以上が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%</u>以上削減する。</p>	<p>【地域生活移行者の増加】 平成28年度末時点の施設入所者の<u>9%</u>以上が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 平成28年度末時点の施設入所者数から<u>2%</u>以上削減する。</p>
②精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	②精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を<u>316日</u>以上とする。</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p> <p>【精神病床における早期退院率】 ・入院後3か月時点の退院率を<u>69%</u>以上とする。 ・入院後6か月時点の退院率を<u>86%</u>以上とする。 ・入院後1年時点の退院率を<u>92%</u>以上とする。</p>	<p>【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】 全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】 全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>(新規)</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】 平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p> <p>【精神病床における早期退院率】 ・入院後3か月時点の退院率を<u>69%</u>以上とする。 ・入院後6か月時点の退院率を<u>84%</u>以上とする。 ・入院後1年時点の退院率を<u>90%</u>以上とする。</p>
③地域生活支援拠点等が有する 機能の充実	③地域生活支援拠点等の整備
<p>【地域生活支援拠点における機能の充実】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、<u>年1回以上</u>運用状況を検証、検討する。</p>	<p>【地域生活支援拠点の整備】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。</p>

(新)

(旧)

④福祉施設から一般就労への移行等

④福祉施設から一般就労への移行

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。

そのうち、

- ・就労移行支援に係る移行者数を1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型に係る移行者数を1.26倍以上とする。
- ・就労継続支援B型に係る移行者数を1.23倍以上とする。

(削除)

(削除)

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可）。
- ・各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする（市町村は圏域での設置も可）。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

(新規)

(新規)

(新規)

【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】

就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可）。
- (新規)
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）。

(新)	(旧)
⑥相談支援体制の充実・強化等 <u>各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。</u>	— (新規)
⑦障害福祉サービス等の質の向上 <u>各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。</u>	— (新規)

障企発 0519 第 1 号
令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、本日付けで、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）が告示されました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成作業に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の各地域における感染状況等を考慮いただき、感染拡大防止の観点から、当面は「3 つの密」を避けていただくことに留意しつつ、アンケート調査の実施やデータの分析など外出・訪問を要しない作業を行うなど、柔軟に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴いさらに通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 30 年度から令和 2 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

（1） 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。

④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に関する事項の見直し

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に関する事項の見直し

① 相談支援体制について、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。

② 発達障害者等に対する支援について、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に関する事項の見直し

① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。

② 障害児入所施設について、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることが必要である旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。

③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携について、
・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨
を記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備について、
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 令和元年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行すること、令和 5 年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。
 - ・ 令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 86%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね

1.23倍以上を目指すこととする。

- ・ 令和五年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。